

重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護

医療法人 城南ヘルスケアグループ

「なごみ」訪問看護ステーション

重要事項説明書

<令和 5 年 7 月 1 日現在>

1. 法人の概要

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 一. 法人名 | 医療法人 城南ヘルスケアグループ くまもと南部広域病院 |
| 二. 所在地 | 熊本県熊本市南区城南町舞原無番地 |
| 三. 電話番号 | 0964-28-2555 |
| 四. FAX番号 | 0964-28-4849 |
| 五. 代表者名 | 理事長 小野 友道 |

2. 事業所の概要

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 一. 事業所名 | 医療法人 城南ヘルスケアグループ 「なごみ」訪問看護ステーション |
| 二. 所在地 | 熊本県熊本市南区城南町舞原無番地 |
| 三. 事業所番号 | 4360191946 |
| 四. 電話番号 | 0964-41-2674 |
| 五. FAX番号 | 0964-28-4849 |
| 六. 管理者名 | 津崎 真一 |

3. 事業の目的と運営方針

一. 事業の目的

訪問看護は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下、「指定訪問看護」という)を提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、看護師が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。

二. 運営方針

- 事業所の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 事業所の従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護計画書に基づいて、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- 指定訪問看護の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	勤務形態	職務の内容
管理者	1名	常勤・専従	1. 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3. 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
看護師	2.5名以上	①常勤・専従 ②常勤・兼務	1. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。
理学療法士 (PT) 言語聴覚士 (ST) 作業療法士(OT)	適当数配置	①常勤・専従 ②常勤・兼務	1. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	勤務時間帯 (8:30~17:30)	土日曜、祝祭日、 年末年始
看護師	① . ② 勤務時間帯 (8:30~17:30)	同上
PT、OT、ST	①. ② 勤務時間帯 (8:30~17:30)	同上

6. 営業日・営業時間

一. 営業日 月曜日から金曜日までの週5日

但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までは除く。法人の都合にて、営業日の変更が発生することもあります。

二. 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

三. サービス提供時間 午前9時00分～午後16時45分

7. 事業の実施地域

1. 熊本市南区 (城南町、富合町、近見町、田迎町、川尻町、流通団地、御幸笛田)
2. 熊本市東区 (秋津、江津、江岡町)
3. 宇土市、宇城市
4. 上益城郡 (嘉島町、御船町、甲佐町)
5. 下益城郡 (美里町)

※ 実施地域以外から利用を希望される方のご相談をお受けいたします。ただし、送迎車の巡回、時間、定員、道路事情等によりご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。

8. 介護保険給付対象サービス

項目	サービス内容
一 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
二 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置 ⑪ 訪問看護報告書の作成

9. 費用

訪問看護の承認を受けております。利用されるサービス利用料ならび実費に関しましては、別に定める指定訪問看護料金表にて説明をいたします。

10.お支払方法

毎月 15 日までに「料金表」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、利用料明細書を持参し、翌月 25 日までにくまもと南部広域病院の1階の総合窓口または、口座引き落としでのお支払いとなります。お支払したことの確認後に、領収証を発行します。

11. 事故発生時、緊急時の対応と損害賠償

- 一. 訪問看護サービスの提供を行っているときに容態の急変が生じた場合やその他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、家族、居宅介護支援事業者、又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者などに連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等を取るなど必要な対応を講じます。
- 二. 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかな管理者及び主治医に報告しなければならない。
- 三. 主治医、家族などの連絡先においては、個人情報に準じた対応いたします。
- 四. 訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、訪問看護に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- 五. 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

12. 身体拘束・虐待の禁止

- 一. 事業者及び従業者は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合には医療法人城南ヘルスケアグループくまもと南部広域病院身体拘束廃止マニュアルのに基づき、利用者、利用者の後見人、利用者の家族へ十分な説明をし、同意を得るとともにその態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由及び経過について記録をいたします。
- 二. 事業者及び従業者は医療法人城南ヘルスケアグループくまもと南部広域病院身体拘束廃止マニュアルのに基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対し虐待行為は行いません。

13. 職場におけるハラスメントに対する措置

※ハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含まれる。

- 一. 事業主の方針などの明確化及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行う。
- 二. 相談窓口を設置(苦情を含む)し相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。相談報告、対応の手順、相談シートの活用を行う。
- 三. 被害者への配慮のための取り組み
メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して一人に対応させないなどの対応策の実施。
- 四. 被害防止のための取り組みとして、従業者に向けた研修の開催。

14. サービス内容に関する苦情等相談窓口

- 一. 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、提供した訪問看護サービスについて利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 二. 前項の苦情の内容については記録し、その完結の日から2年間保存する。

当事業所お客様相談窓口	窓口:在宅ケアセンター 「なごみ」訪問看護ステーション 管理者 津崎真一 ご利用時間 8:30～17:30 ご利用方法 代表電話(0964-28-2555) 直通電話(0964-41-2674) 面接(当事業所内カンファレンス室) 苦情箱(北玄関口に設置)
公共機関お客様相談窓口	一. 熊本市 高齢介護福祉課 電話(096-328-2311) 二. 熊本県庁 高齢者支援総室 電話(096-333-2215) 三. 熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情・相談窓口 電話(096-214-1101)

15. 秘密保持ならび個人情報保護

当法人では、下記の目的に沿って業務上必要な範囲に限り個人情報を利用しています。尚、下記の目的以外には利用いたしません。

- ① 医療・介護サービスの提供
- ② 医療費・介護給付金の保険請求事務
- ③ 法令に基づく照会・届出・調査・検査・実施指導
- ④ 会計・経理、事業所管理、医療・介護事故の報告、当該患者・利用者のサービスの向上等
- ⑤ 他の医療機関等(病院、診療所、助産所、薬局、訪問介護ステーション、介護サービス事業者等)との連携
- ⑥ 他の医療機関等からの照会への回答
- ⑦ 診療等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合
- ⑧ 検体検査業務の委託等
- ⑨ 家族等への症状説明
- ⑩ 診療体制の変更等患者様の診療に関するご案内
- ⑪ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は届出
- ⑫ 業務の維持改善の為の基礎資料、看護学生等の実習、当院内での症例研究
- ⑬ 医療・介護の発展を目的とした学術研究での利用
- ⑭ 外部監査機関への情報提供
- ⑮ 感染症及び災害等の緊急事態に、協力する機関や事業所と情報共有する際に必要な場合

上記の利用目的で同意しがたい事項がある場合は、総合案内・スタッフステーション、又は各事業所までお申し出下さい。お申し出がないものについては、同意が得られたものとして取り扱わせていただきます。尚、この申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。その後、診療録等についての個人情報の開示を求められる場合、その他、疑問等ございましたら上記同様、総合案内・スタッフステーション、又は各事業所までお申し出下さい。尚、閲覧や謄写を希望の場合は、開示・謄写に必要な実費をいただきます。

16. 業務継続計画の策定

- 一. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当各事業計画に従い必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施するよう努めます。

17. その他

訪問看護計画の作成及び	サービス提供の目標の達成状況等の評価を訪問看護計画に
-------------	----------------------------

説明と同意の実施	記載し、利用者に説明のうえ承認を受けております。
訪問看護報告書の作成	<p>訪問看護報告書の作成</p> <p>① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり</p> <p>② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受</p> <p>③ 利用者の同居家族に対するサービス提供</p> <p>④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食</p> <p>⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除く</p> <p>⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為</p>
記録の整備	従業者、備品及び会計に関する諸記録を整備する。また、訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から五年間保存する。
従業員研修・勉強会	適時必要に応じて研修を行っています。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護の重要事項及びサービス内容、個人情報管理、指定訪問看護料金の説明をいたしました。

令和 年 月 日

事業所(乙) 住 所 熊本県熊本市南区城南町舞原無番地
事業者名 医療法人 城南ヘルスケアグループ
「なごみ」訪問看護ステーション
事業所番号 4360191946
代表者名 理事長 小野 友道 印

説明者

職 種

氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護の重要事項及びサービス内容、個人情報管理、指定訪問看護料金の説明を受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

利用者(甲) 住 所

氏 名

代理人(選任した場合) 住 所

氏 名